

注文書記入の仕方

修復歴が有る車両を販売した場合は、別途修復歴箇所がわかる車両状態説明書(コンディションノート)等をお客様に交付してください。

インボイスにする場合、プルダウンで「登録番号」又は「インボイス番号」を選択します。

「定期点検整備つき」の場合は、その費用は車両価格に含むことになります。
定期点検整備は商談でお客様が実施を希望した場合(支払総額表示では定期点検整備なしで表示し、商談で定期点検整備を実施することとなった場合)は、「定期点検整備なし」と記載し、付属品明細欄に「定期点検整備」と表示するか、現金販売価格欄の付属品価格の下空欄に「定期点検整備」と記載してください。

※定期点検整備以外の整備関連費用を計上する際は、付属品明細欄に作業した内容を個別に記載する、もしくは別途整備明細を交付する等、どのような整備を実施したのかお客様に分かるようにしてください。

保証内容(部分保証、全部保証、メーカー保証継承等)を記入し、別途保証書をお客様に交付してください。
また、商談の際、詳細についてご説明してください。

課税事業者との取引時、消費税込みで下取車価格を算出する場合は、その旨、お客様にご説明ください。

また、下取車取引きをインボイスとする場合には、点線囲み左上のプルダウンで「税率」を表示することで連動して「課税対象額」、「消費税額等」の項目が表示されますが、課税対象額の計算はご自身で行って下さい。

販売時の走行距離数を記入します。距離に疑義がある場合は、計器表示距離を書きkmの左に「？」マークを付記し、()内に推定できる根拠がある場合には推定距離し、推定できる根拠がない場合には、推定不明と記入し、走行距離計が改ざんされている場合は、「改ざんされている旨」を記入します。

ローン提携販売、クレジット販売で購入されるお客様に確認の上該当するものを○印で囲みます。
依頼を受けたときは、万ー承認が得られなかった場合その実費はお客様の負担となることも念のため確認してください。

①「お客様控え」はお客様へ、②「販売店控え」は自社用、「③」は販売員等の控えとしてご利用ください。

値引き欄等にご利用ください。

税務当局等が発行する領収書を必ずお客様にお渡しください。

車検残のある中古車について、自動車税種別割未経過相当額、自賠責保険未経過相当額については前使用者から新所有者が引き継ぐものである旨ご説明ください。

手続代行関連は、お客様自身で行える旨説明し、依頼を受けることを確認の上記入してください。
なお、「下取車諸手続代行費用」は、所有権留保登録となっている車両を下取りする際に、所有権解除手続きを販売店が代行する場合に計上する費用です。

リサイクル関連費用を記載する場合は、新車はリサイクル料金、中古車はリサイクル預託金相当額を選択してください。
なお、リサイクル預託金相当額の費用が1万円を超える場合は、発行する全ての注文書に印紙を貼付してください。
新車販売時のリサイクル資金管理料金分インボイスはリサイクル促進センターから交付されます。

販売時のインボイスとする場合は税率、課税対象額、消費税額等を表示し、課税売上とする金額をご自身で計算して入力のうえご利用ください。

点線囲み左側のプルダウンで「税率」を表示することで連動して「課税対象額」、「消費税額等」の項目が表示されますが、課税対象額の計算はご自身で行って下さい。

インボイスとする場合、消費税額等の小数点以下の「切り捨て」、「切上げ」、「四捨五入」の別を選択します。

なお、当該箇所「消費税の端数(小数点以下)を〇〇」は注文書欄外のため印刷されません。

自動車売買注文書										JU-005D		②販売店控え			
この注文書及び別添の契約書(割賦販売等の場合)記載の約款は、売買の条件を記載したものです。これらの事項をよくお読みいただき充分ご納得の上で署名(記入、捺印)下さるようお願いいたします。なお、現金販売、信用購入あつせん販売の場合は、この注文書(お客様控)が契約書になります。 また、訪問販売の場合であっても自動車にはクーリング・オフの適用はありません。 個人情報の取扱いにつきましては裏面の注文書特約事項第6条に記載しております。										現価 格 販 売 計		車両本体価格			
クレジット支払(ローン提携販売、信用購入あつせん販売)の場合には下記の赤枠内の事項をよくお読みいただき、いずれかを○印で囲んでください。										税 金 ・ 保 険 料 等		付属品価格			
金融機関または割賦購入あつせん業者の契約承諾が得られる前に注文車両の登録、修理、改造、架装の着手を「依頼します・依頼しません」。承諾が得られなかった場合には、車両の登録、修理、改造、架装等の実費はお客様の負担となります。										保 険 金 ・ 税 金 ・ 諸 費 用 明 細		自動車税種別割(月より)			
車名・グレード 型式 初度登録年月 シフト 車体色										付 属 品 明 細		自動車重量税(月)			
走行距離 km										販 売 条 件		自賠責保険料(月)			
登録番号										販 売 条 件		環境性能割			
車台番号										販 売 条 件		自動車税種別割未経過相当額(月より)			
車検証有効期限										販 売 条 件		自賠責保険料未経過相当額(月)			
修復歴(車体の骨格部の修正・交換歴)										販 売 条 件		検査登録手数料			
定期点検整備実施状況										販 売 条 件		車庫証明手数料			
保証の有無(保証期間 月、又は km いずれか早い方)										販 売 条 件		書類申請			
保証内容										販 売 条 件		OSS申請			
車名・グレード 型式 初度登録年月 シフト 車体色										販 売 条 件		計			
走行距離 km										販 売 条 件		現金価格総額①			
登録番号										販 売 条 件		現金			
車台番号										販 売 条 件		頭金			
下取車価格										販 売 条 件		下取車総額			
自動車税未経過相当額										販 売 条 件		下取車残債(-)			
自賠責保険料未経過相当額										販 売 条 件		計②			
下取車総額										販 売 条 件		割賦元金(①-②)			
所有権名										販 売 条 件		割賦手数料③			
使用者名										販 売 条 件		金計(①-②)+③			
残債の有無										販 売 条 件		割賦販売価格(①+③)			
リサイクル関連費用										販 売 条 件		※課税対象は全て内税(税込)となっています			
合計										販 売 条 件					
支払方法										販 売 条 件					
支払形態										販 売 条 件					
支払回数										販 売 条 件					
支払期間										販 売 条 件					
賦 均 等										販 売 条 件					
初回支払額(年 月 日)										販 売 条 件					
2回目以降支払額(毎月 日)										販 売 条 件					
ボーナス月支払額① 月 円 × 回										販 売 条 件					
年 月 円 × 回										販 売 条 件					
年 月										販 売 条 件					
年 月										販 売 条 件					
年 月										販 売 条 件					
年 月										販 売 条 件					
実質年率 % 金融機関 銀行支店										販 売 条 件					
手形振出人										販 売 条 件					
買主との関係										販 売 条 件					
連帯保証人氏名										販 売 条 件					
住所										販 売 条 件					
TEL										販 売 条 件					
・ローン提携払の場合の各項は次のように読み替えます。 割賦元金→所要資金、割賦手数料→融資手数料、 賦払金計→融資額、割賦販売価格→支払総額										販 売 条 件					
・信用購入あつせんの場合の各項は次のように読み替えます。 割賦元金→立替払代金、割賦手数料→分割払手数料(支払回数が2回以下の場合、 分割払手数料は消費税課税対象) 割賦販売価格→支払総額、賦払金明細→支払内容 ・手続代行費用には書類作成料は含まれておりません。										販 売 条 件					

●諸費用についての注意事項
本来、付帯を必須とする場合は「販売価格」に含めるべき費用となります。納車準備費用、納車整備費用、納車点検費用等と称して付帯を必須とするような販売方法は控えましょう。
また、クレジットを扱うという名目で、ローン取扱料、ローン代行費用等と称することも同様です。きちんと業務に見合った費用を徴収するようにしましょう。

※諸費用の算定については、下記の通り(昭和52年12月通産省自動車課通達)です。
登録、納車などの自動車の販売に伴って行う業務であって、販売価格ではカバーされない費用の徴収については、法定費用および人件費、交通費等で、当該業務の実施に必要とする直接経費に限ることとし、その額は各社の実態に即して合理的に算定されたものとする。こと。
なお、諸費用の表示方法については下記のように指導がされています。
・諸費用各項目は諸手続きなどに要する代行活動費である旨の説明をする。
・行政書士料とは明確に区分する。
・ユーザー自身が諸手続きを行うことができる旨を説明する。
・一括請求しない。